

服部事務所だより

ご連絡先 : 〒683 - 0003 米子市皆生5 - 5 - 5

電話 : 0859-33-8594 FAX : 0859-33-8775

e-mail : hattori@sea.chukai.ne.jp <http://www.chukai.ne.jp/~hattori/>

平成 20 年 9 月増刊号



労働保険事務組合委託事業主の方へ

労働保険料納付に

ついてのお礼

おかげさまで労働保険料(2期分)

を完納することができました。

ご協力ありがとうございます

ございました。



平成 20 年度事業主説明会が開催されます

今年も鳥取県労働保険事務組合連合会による事業主説明会が、以下の日程で開催されることになりました。事業主に役立つ各種助成金等について、米子公共職業安定所から講師を招きわかりやすくお話いただきます。

とき 10月28日(火) 午後1時30分～3時30分

ところ 米子コンベンションセンター ビッグシップ 小ホール

参加ご希望の方は、**10月6日(月)までに**当事務所までご連絡下さい。

9月の生活ホットニュース第2弾

10月から発足する「協会けんぽ」

「政管健保」から「協会けんぽ」へ

現在、主に中小企業の従業員やその家族など約1,990万人が加入している「政府管掌健康保険」は国によって運営されていますが、今年10月1日からは、国から独立した新たな健康保険として発足する「全国健康保険協会」(通称:協会けんぽ)が運営を引き継ぐことになっています。

協会けんぽは、「非公務員型」の法人として新設される機関であり、そこで働く職員は公務員ではなく民間の職員となります。理事長や各都道府県における支部長なども民間から登用され、「民間のノウハウを積極的に採り入れていく」そうです。

新たな保険証への切替え

政府管掌健康保険に加入していた人は、10月1日以降、順次、新たな被保険者証(保険証)に切り替えられます。保険証の切替手続は会社を通じて行われますが、任意継続被保険者の人には直接自宅に保険証が郵送されます。10月以降に新たに協会けんぽに加入する人や保険証の再交付の手続きをした人には、新たな保険証が発行されます。

なお、保険証の切替えが完了するまでの間は、従来の保険証も引き続き医療機関等で使用することができます。

保険料は都道府県ごとに設定

健康保険の保険料率は、当面、9月30日までの政府

管掌健康保険の保険料率(8.2%)が適用されます。しかし、協会けんぽの設立後1年以内に、都道府県ごとに、地域の医療費が反映された保険料率が設定されることとなっています。国民健康保険のように保険料の格差が広がることが懸念されます。

都道府県単位の保険料率は、年齢構成や所得水準に応じて、都道府県間で調整を行ったうえで設定されるようです。都道府県別の保険料率への移行にあたっては、大幅に上昇する場合には「激変緩和措置」が経過措置として講じられることになっています。

なお、政管健保は高齢者医療への拠出金や医療給付費などの増加による影響から2007年には赤字に転落しており、厚生労働省は、0.1～0.3%程度の引上げが必要との試算結果を発表しています。

給付内容等は変更なし

医療機関で受診する場合の自己負担割合や高額療養費の負担限度額、傷病手当金などの給付の金額や要件などは、これまでと変わりありません。



厚生労働省が示した「名ばかり管理職」の基準 飲食業・小売業の店長などが対象

昨今、大きな社会問題となっている「名ばかり管理職」(職務権限や待遇が不十分にもかかわらず管理監督者とみなされて残業代が支払われない労働者)について、新たな動きがありました。

厚生労働省は、チェーン展開している飲食業・小売業の店長などが労働基準法上の「管理監督者」に該当するかどうかの具体的な判断基準を盛り込んだ通達を、都道府県労働局長あてに出しました(平成 20 年 9 月 9 日)。個別の業種・業態について詳細な基準を示したのは、異例のことです。

具体的な判断基準は？

この通達(「多店舗展開する小売業、飲食業等の店舗における管理監督者の範囲の適正化について」)では、「名ばかり管理職」の判断基準として、以下のことなどが挙げられています。

- (1) 職務内容や権限について、「パートやアルバイトなどの採用権限がない」ことや「パートらに残業を命じる権限がない」こと。
- (2) 勤務時間について、「遅刻や早退をした場合に減給などの制裁がある」ことや「長時間労働を余儀なくされるなど、実際には労働時間の裁量がほとんどない」こと。
- (3) 賃金について、「時間あたりの賃金がパートらを下回る」ことや「役職手当などが不十分である」こと。

「名ばかり管理職」最近の事例

紳士服大手「コナカ」の店長 2 人が「名ばかり管理職」だったとして、未払い残業代(計約 1,280 万円)を求めて申し立てていた労働審判において、横浜地裁は 8 月 22 日、原告の主張を認めました。同社の店長が司法の場で「名ばかり管理職」だと認定されたのは初めてのことだそうです。

また、昨年 10 月に死亡した日本マクドナルドの元店長の女性(当時 41 歳)の遺族らが、死亡したのは長時間労働による過労が原因だったとして、横浜南労働基準監督

署に労災申請を行いました。遺族を支援している連合によれば、元店長の 1 カ月の残業時間は多い月で 120 時間にも及んでいたそうです。

厚生労働省が上記の通達を出すにあたっては、こうした裁判事例が背後にあったものと思われます。

保険料の年金天引き

10 月から新たに約 575 万人

厚生労働省は、後期高齢者医療制度の導入などに伴って 10 月 15 日から新たに保険料の年金天引きが開始される人が、約 575 万人に上ることを明らかにしました。

9 月まで保険料の徴収が凍結されていた会社員の被扶養者や健保組合などに加入している会社員本人らが対象となります。

出産一時金引上げへ 厚労省方針

厚生労働省は、健康保険の加入者に支給される出産一時金の額について、現行の 35 万円から 3 万円引き上げる方針を示しました。

出産時の費用を軽減するのが目的で、来年 1 月の「産科医療補償制度」導入に合わせて引き上げられる予定です。

外国人労働者数は 6 月末時点で約 34 万人

厚生労働省は、昨年 10 月の「改正雇用対策法」の施行を受け、外国人雇用状況の集計結果をはじめて公表し、6 月末時点での外国人労働者数(特別永住者を除く)が 33 万 8,813 人となったことがわかりました。前回調査(2006 年 6 月、企業の任意による報告)時点よりも約 11 万 5,000 人増加しました。



中退共の退職金で モーっと元気な会社！

中退共制度(中小企業退職金共済制度)は中小企業で働く従業員のための退職金制度です

適格退職年金制度からの移行先で、国の制度なので安全・確実・有利です。

掛金の一部を国が助成します

掛金は税法上、損金又は必要経費として全額非課税になります。

掛金は月額 5,000 円～30,000 円までで、パートタイマーの方は通常の従業員よりも低い掛金で加入できます。

詳しくは、当事務所までお気軽にご相談ください！